最近の活動の状況

◇電話相談◇

子どもの虐待防止ホットライン　2015年４月～2016年３月末日　電話相談結果報告

①総受信件数　１,２９３件

＜内訳＞

１）相談者性別・年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
女性	2	99	236	399	157	85	177	1,155
男性	0	4	81	12	3	0	23	123

性別不明　１５件

２）利用回数

初回	継続	不明
519	770	4

３）相談時間

～9	～19	～29	～39	～49	～59	60分以上
101	150	197	185	150	116	394

４）被虐待経験の有無

あり	なし	不明
729	76	488

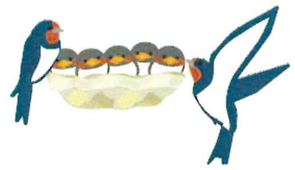

②　内容別件数

＊虐待の型＊

虐待（含む危惧）	187
１８歳以上の虐待	564
育児不安	221
マスコミ・問合せ	14
その他の相談	277
無言・ノイズ	29
妊娠・出産	1

身体的	心理的	ネグレクト	性的	不明
175	492	49	34	1

編　集　後　記

ひとの心は知らぬごとく季節はめぐり、早くも２１年目に入るCAPNAです。このところ子ども虐待の報を見聞きしない日はないような毎日ですが、私たちにできることは何かを追い続けていきましょう。

これまでの活動や、今取り組んでいることのおよそをお伝えできたなら幸いです。　（石田公一・隈元眞理子）

発　行　NPO法人 CAPNA
事務局　〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404

CAPNA ニュースレター

2016年4月発行
84号

これからも実態にせまる活動を！

中日新聞編集委員・元CAPNA理事
安藤　明夫

「虐待死年間350人か―小児科学会推計　国集計の３～５倍」。こんな記事が、4月8日の中日新聞夕刊１面トップで載りました。日本小児科学会が、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子どもの数を、2011年に群馬県、東京都、京都府、北九州市で死亡診断書などをもとに調べ、一つ一つの事例を検証した結果、7.3%にあたる27人が該当した。それを全国の人口から推計したところ、虐待で死亡した可能性のある子は350人になった。厚生労働省の統計では、無理心中を含めた虐待死の数が年間70～100人前後なので、実態ははるかに多いことが予想される、という記事です。医療関係者がここまで問題意識を持って調査をしたことに、感慨を抱きました。私たちの調査が無駄ではなかったと、思いました。

ご記憶の方はもう少ないかもしれませんが、CAPNAの創設期に私たちは、虐待死の実態を調べる調査をしました。当時、国の犯罪統計には「虐待死」という項目はなく、公式統計は厚労省も虐待の相談通報件数だけ。どれぐらいの数の子どもたちが亡くなっているか、分からないのに対策を立てるなんて無意味だと考え、民間の私たちができる手法で調査を始めたのです。

いくつかの新聞データベースを使い、さまざまな言葉で検索をして、全国の死亡事件を拾い上げ、それを「身体的暴力」「ネグレクト」「無理心中」「発作的 殺人」に分類して数値化しました。その結果、1990年代後半の日本では、毎年少なくとも100人から160人の子どもたちが亡くなっていることが分かり ました。ボランティア仲間たちの協力を得て「見えなかった死」「防げなかった死」という2冊の調査書にまとめました。

もちろん、新聞に載らない例も多いはずで、完全な調査ではありませんが、「虐待死」というデータが必要だと最初に訴えたのは私たちです。

児童虐待防止法が2000年に施行され、厚労省が公的な統計を取るようになり、警察庁も立件された数字に限って、虐待死のデータを出すようになりました。私たちの役割は終わったと、調査を終了しました。ただ、国の統計はどうみても数字が控えめ。関係機関の連携が乏しいため、虐待と判定できる例が少数になってしまった印象がありました。

問題は深刻になっているはずなのに、それが数値に表れにくい。とてもじれったい状況が続いていたところに、今回の日本小児科学会の推計が出たわけです。

土台となった４か所の調査では、保護者が注意を怠った入浴中の溺死、適切な治療を受けさせない医療ネグレクトなど、従来の統計では漏れてしまいそうな例も含まれていました。

私たちがこの問題に取り組み始めたころ、ある総合病院で児童虐待と病院の役割について講演したら、小児科医の一人から「それは医療のやることじゃない。ただでさえ忙しい現場でそこまで注文されては･･･」と反論されました。忙しさは分かるけれど、子どもが死にゆく家族病理を無関係と考えていいの、と憤りを覚えたものです。

その後、虐待対応院内チームの取り組みが、いくつかの先進的な病院で始まり、児童虐待は医療の問題でもあるという認識が少しずつ広がって、今回の調査になったのだと思います。

問題は深刻だけど、少しずつ時代は動いています。創立20年を迎えたCAPNAの活動も、現場から社会の認識を変えていくことに意味があります。これからも社会にインパクトを与える活動を継続していきたいものです。

ＣＡＰＮＡ電話相談員の必須研修が終わりました！

CAPNA 理事　小出　砂恵子

ＣＡＰＮＡ電話相談員の次年度への更新を兼ねた「電話相談員スタッフ必須研修」が、２月７日（日）に名古屋市市民活動推進センター集会室にてとり行われました。年に一度ＣＡＰＮＡの電話相談員が一堂に会する場でもあるこの必須研修は、電話相談スタッフの行事のなかでも大きく位置づけられています。今年度は木曜日グループの企画・運営のもとで実施されました。

会の冒頭では、副理事長の小久保裕美さんから、日頃の電話相談活動へのねぎらいとともに、ご自身がＣＡＰＮＡの電話相談を創設されたときの貴重なお話を聴くことができ、私たち電話相談員も、あらためてＣＡＰＮＡの電話相談活動のこれまでの歴史を振り返り、背筋がピンと伸びるようなそんな気持ちになりました。

そして研修のメインである講演では、一般社団法人日本ダイバーシティ推進協会代表理事である肥後道子さんを講師にお招きし、「大人の発達障がいについて・・・どう電話を聴きとるか」と題して講演をしていただきました。肥後さんご自身が発達障害を抱えたことによるこれまでの生きづらさのこと、非常に苦しかった子育てのことなどについてお話しくださいました。そして何よりも私たちが感銘を受けたのは、肥後さんが「子育てに悩み行き詰まったときに自分を支えてくれたのは、公衆電話からかけた１本の電話相談だった。その１本の電話で自分の未来は変わった。」とおっしゃったことでした。鳴りやまない虐待相談の電話にいささか疲弊気味だった私たち相談員は、肥後さんのこのお話に目が覚める思いでした。そして肥後さんはこう続けたのです「電話の向こうの利用者さんの未来を信じてあげて・・・」。肥後さんからのこのお話で、私たち相談員はみな、また明日から電話の向こうの利用者さんのために、‘利用者さんの未来を信じて’頑張ろうと気持ちを新たにしました。肥後さんはきれいな声でとても明るく話される、笑顔の素敵な女性でした。そのお話からも見た目からも、これまでのご経験での大変な苦労など微塵も感じさせないほどでした。そして、目の前の肥後さんの笑顔の後ろに１本の電話相談があるのだと思うと、相談員として勇気が湧いてきました。私たちにあらためて勇気と希望を与えてくれた肥後さんに心から感謝です。

ＣＡＰＮＡは昨年創立２０周年を迎えました。子どもの虐待防止を掲げ「小さい人の笑顔のために」ひらすら走り続けたＣＡＰＮＡですが、その活動の根幹には電話相談がありました。利用者さんの顔ぶれやその相談内容もこの２０年の社会の変化にともない様変わりしてきてはいますが、私たちＣＡＰＮＡ電話相談員の思いは１つです。「小さい人の笑顔のために」自分たちができることを一生懸命頑張ろう、スタッフひとりひとりが気持ちを新たにした一日でした。

2016年4月発行　No.84

第１３期　CAPNA 電話相談員養成講座

あなたのチカラを子どもたちの未来のために！

CAPNA（子ども虐待防止ネットワーク）では、

子育て虐待防止電話相談スタッフを募集します。

あなたの力を貸してください。

第 13 期電話相談スタッフ養成講座募集要項

１　期　　間　2016年６月　～　2017年３月

２　会　　場　名古屋市中区丸の内　アレックスビル会議室・CAPNA 会議室
　　地下鉄丸ノ内駅　徒歩２分

３　募集人員　20 名程度

４　受講資格　以下の要件を満たす方
　　①　「小さい人の笑顔のために」というCAPNAの願いに賛同し協働できる人
　　②　年齢22歳～63歳まで
　　③　無償ボランティアとして活動できる方
　　④　原則として週1回10時～16時の間に4時間程度電話相談を担当できる方
　　⑤　ご自身のメンタルヘルスの維持に配慮できる方

５　受講料　10,000 円　※宿泊研修は別途

６　募集日程
　　募集開始　　：４月 15 日から
　　募集締め切り：５月末日
　　選考結果通知：６月初旬
　　開講式　　：６月初旬

７　応募書類：次の書類を事務局へ郵送してください。
　　※応募書類はホームページからもダウンロードできます。
　　http://www.capna.jp/
　　（1）　養成講座申込書
　　（2）　応募理由書　A4 判横書き 1,200 字程度
　　「CAPNA の電話相談スタッフを志す理由」について具体的にお書きください。
　　（3）　返信用封筒　（住所・氏名を明記して 82 円切手貼り付け）
　　送付先　〒460-0002　名古屋市中区丸の内 1-4-4-404
　　ＣＡＰＮＡ事務局　電話相談スタッフ養成講座係

※HP にも掲載しています。詳細は事務局までお問合せください。

シェルター開設から１０年を経て

～利用者の移り変わり～

CAPNA 理事　塚　崎　真　澄

２００６年７月ＣＡＰＮＡは、ＤＶの場合に母親と子どもが別々の場所に保護されるという事態を鑑み「虐待を受けている子どもと母親が一緒に緊急避難できるシェルター」を開設しました。
開設以来、毎年１年間に約１００日を少し超す程度の利用があります。
この１０年間で、シェルターを利用された方に変化があったかと問われても特に思いつくことはありませんが、その年々で似通ったケースが重なることは多々ありました。

開設当初は、１５歳以上の男子の母子施設入所の壁もあり、中高生の男子とその母親の利用が相次ぎました。少年がこれまで我慢してきた思いの丈を、シェルターという安全な場所で母親にぶつける姿は痛々しくもありましたが、正当な反抗を遂げた後の再出発は自信に満ちあふれるものでした。

又、ほとんどが外国籍の方の利用だった年もあります。フィリピン・中国・韓国・・等々。
部屋をピカピカに磨きあげるお国柄もあれば、祖父母も一緒に避難した一家は、節約のためエアコンも使用せず、たらいで洗たくされていた光景が今も心に焼き付いています。

高齢の方の避難が目立った年もあります。高齢福祉課の措置もままならず、一定の時を待って家に戻られるという決断を多くの方がされました。

ある年は、明らかに子どもの虐待であるのに一時保護されず、母親のＤＶ避難の決定を待って利用に至るという痛ましいケースが重なりました。継父等からの虐待（身体的・心理的・ネグレクト）からやっと逃れてきたのに、シェルター退所後は又家に戻るという苦い選択に涙をのみました。

成人した子と母の合計４人が、決して広いとは言えないシェルターで暮らされることもありました。家では引きこもっていた青年が、シェルターからアルバイトに通えるようになった出来事には感動を覚えました。まさしく、安心の中で生きる力が育まれたといえるでしょう。

近年は、親からの虐待や周りの男性からの暴力等で避難される若い女性が多くあります。
心が壊されてしまっていることもあるため、医師との連携も重要になってきました。

いずれにしても、シェルターの役目は、弱った心身をひと時休めてもらい充電して再出発されるのを見送ることに変わりはありません。
これから先どんなケースが舞い込んでくるかわかりませんが、安心安全な居場所提供のための体制作りが必須だと心しています。

CAPNA のシェルターは、一日の利用料１，５００円です（単身でも家族でも）。
心が落ち着くまで、自立に向けて自分を振り返る時間を安心・安全な環境で過ごせるように、スタッフ全員で最善の努力をしています。

2016年４月発行　No.84

～事務局だより～

理事・事務局長　兼田智彦

昨年度は CAPNA２０周年事業にご協力いただき心よりお礼申し上げます。

２０１６年度は２１年目を迎え、厳しい財政状況のもとこれまでの無駄を見直し会員増につながるような広報活動などスタッフ一同努力していきたいと思っております。

事務局の体制は、兼田智彦・水野真由・齊藤由紀・田崎淳子・久野麻里・石田金司・下出重雄で事務局を担っていきます。多くの業務をこなすには十分な体制ではなく、皆様にはご迷惑をおかけするかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

◇シェルター事業◇
（２０１５年１２月～２０１６年３月末日）

	受付先	経路	利用者	内容	判断	支援	支援結果
１２月	事務局	機関	母、１４歳男・１２歳女	DV ケース	該当	利用	６日間
１２月	事務局	機関	１９歳女性	虐待ケース	該当	利用	９７日間
１２月	事務局	機関	４１歳女性	虐待ケース	該当	利用せず	使用中
１月	事務局	機関	母、１歳６カ月	DV ケース	該当	利用せず	使用中
２月	事務局	機関	母、３歳女	DV ケース	該当	利用せず	使用中
２月	事務局	機関	６８歳女性	DV ケース	該当	利用せず	使用中
３月	事務局	機関	母、２歳男	DV ケース	該当	利用せず	使用中
３月	事務局	機関	２１歳女性	職場の暴力	該当	利用せず	使用中
３月	事務局	機関	１９歳夫婦	生活保護受給まで		利用せず	使用中
３月	事務局	機関	１６歳女性（妊娠）	DV ケース	該当	利用せず	使用中

◇2015 年度　メール相談事業◇

月	受信件数
４月	121 件
５月	131 件
６月	156 件
７月	146 件
８月	141 件
９月	117 件
10 月	116 件
11 月	131 件
12 月	128 件
１月	137 件
２月	119 件
３月	119 件
合計	1,562 件

寄付者一覧　（H28.1~3）

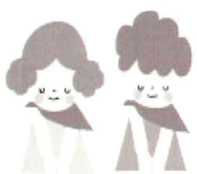

澤田宣子　萬屋育子　愛知県産婦人科医会　井上直美　塚崎真澄　井上光子
永田雅枝　石川知子　塩出澄子　小久保裕美　柴田美智子　木澤和子　小川喜代光
岡田尚子　佐溝暢子　矢満田篤二　西村清美　村田太　隈元眞理子　曽根富美子
那須友佳理　石田公一　飯沼敏子　タナカエミ　有限会社キャプナ出版
名古屋親和会　公益財団法人パブリックソース財団匿名寄附５件

（順不同　敬称略）

～ 今 後 の お 知 ら せ ～

・5月21日（土）日本赤十字豊田看護大学　いとすぎ祭　理事長萬屋育子の講演会があります
「特別養子縁組の現状とアタッチメント形成の重要性」
会　場：日本赤十字豊田看護大学講堂　時　間：11：30-13：00（入場無料）＊チラシ参照
・5月22日（日）CAPNA 定時総会
会　場：北区総合福祉会館7階　　時　間：13：15-（受付 13：00-）　　＊下記参照
・ACCJ（在日米国商工会議所）主催　チャリティウォーカソンに今年も出展します。
会　場：モリコロパーク　　時　間：10：00-16：00
・5月24日（火）名古屋市委託事業「児童虐待」とは～気になる親子への対応～
会　場：イーブルなごや　3F ホール　時　間　14：00-16：00（受付 13：30-）
・6月31日・7月1日　赤ちゃん縁組伝達講習会
会　場：KKR ホテルなごや　時　間：13：30-17：30・9：30-15：30
（資料代8，000円　申込必要）
・今年度も RIFCR（性虐待初期対応）研修を開催します　＊チラシ参照
・13期電話相談員養成講座募集中です、興味のある方に広報してください　＊チラシ参照

◇今年の CAPNA 総会は矢野きよ実さんの講演「子どもの心の声を聴く～いつも傍にいるよ～」があります。是非総会に参加ください。
（CAPNA の全会員が参加できます）

「受話器の向こう側」

相談室の机に置かれている電話。受話器の向こう側には、さまざまな思いを抱えてお話しになる利用者さん。こちら側には、そのお話を聴かせていただく相談員。
顔も名前も知らない人どうしが、ひととき、1本の電話の中で濃くつながっている。
電話を通しての関係だから直接手を差し伸べることはできないが、顔も名前も知らない間柄だからこそ、何にも縛られることなく心の内に溜め込んでいる思いを吐き出すこともできる。
相談員は、そんな思いをただただ聴かせていただく。
受話器の向こう側にいる利用者さんも、こちら側にいる相談員も同じ人間。
相談員だからといって、特別なことができるわけではない。
けれど今、たまたまこちら側にいる私は、この立場でできることを精いっぱいやらせていただき、その上で自分自身も少しずつ成長していけたらと思う。

（火曜日グループ　C・H）

2016年4月発行　No.84

フードバンクでは食品を集めるより、配ることが大変！

認定 NPO 法人セカンドハーベスト名古屋
事 務 局 山 内 大 輔

お米の生産量とほぼ同じ量の食品が捨てられている

日本では食品ロス（まだ食べられるのに捨てられる食品）が年間 642 万トンも発生しています。これは日本のお米の年間生産量に匹敵する膨大な量です。以前ある企業からトマトの缶詰を寄贈いただきました。イタリアから輸入する際にコンテナ船で運んできたため、商品に海水がかかってしまい、小さな汚れ程度のサビが発生しました。見た目を重視する消費者のため、その企業は廃棄することを決めました。その数なんと 192,000 缶！！しかし、このまま捨てるのは「もったいない」と企業担当者が思い、フードバンクへ寄付いただきました。

信頼関係を築く仕組みづくりが重要

これだけ沢山のトマトの缶詰を配るためには、それだけ沢山の食品を受け取ってくださる団体が必要です。しかし、どんな団体でも良いわけではありません。そもそも企業がフードバンクへ食品を寄贈する際に一番心配することは転売です。そこで企業から食品を寄贈いただく際に「同意書」を締結し、フードバンクは「転売しない、賞味期限・消費期限を守る」ことを、企業側は「おいしく食べられる食品を寄贈する」ことを約束します。そのため CAPNA さんのように2HN から食品をお渡しする団体に対しても、書面で食品を適正に扱うことを約束いただいています。

フードバンク活動は食品を寄贈してくださる企業・個人はもちろん、食品を適正に管理し、美味しく食べてくださる人がいて、はじめて完結します。そこで食品を受け取ってくださる団体のことを、一緒に活動する仲間という想いを込めて「パートナー団体」とお呼びしています。信頼関係で成り立っている活動だからこそ、パートナー団体、食品を寄付してくださる企業・個人、ボランティア、様々な支援者の方々から信頼される団体になれるよう、これからも活動を続けていきたいです。

セカンドハーベスト名古屋とは？

名古屋市を中心に東海地方でフードバンク活動を行う認定 NPO 法人です。
食品の引取・配布をボランティア約 20 名と職員 3 名で行っています。
まだ食べられるのに捨てられる食品を企業・個人から寄付いただき、生活に困っている方を支援している団体や各種福祉施設へお届けしています。
平成 27 年度は 502 トン（小売価格に換算すると約 3 億円に相当）の食品を 100 の企業、個人から寄贈いただき、東海地方にある 308 の施設・団体へ配布しました。

〒462-0845 愛知県名古屋市北区柳原 3-4-2 小菅ビル1F
TEL:052-913-6280/FAX:052-913-6281